**〇〇訪問介護事業所運営規程**

（参考様式１０）

第一号訪問事業運営規程作成例

**（指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス）**

（事業の目的）

第１条　〇〇法人が開設する〇〇訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護サービス事業及び指定生活援助特化型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）並びに広島市長（以下「市長」という。）が別に定める研修の修了者（以下「生活援助員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス（以下「指定訪問介護サービス等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定訪問介護サービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　指定生活援助特化型訪問サービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　前３項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　〇〇訪問介護事業所

（２）所在地　　広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）サービス提供責任者　〇名（常勤兼務〇名）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画の作成等を行う。

（３）訪問事業責任者　〇名（常勤兼務〇名）

　　　　訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、生活援助員等に対する技術指導、生活援助特化型訪問サービス計画の作成等を行う。

（４）訪問介護員等　〇名（常勤専従〇名、常勤兼務〇名、非常勤専従〇名）

訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供に当たる。

（５）生活援助員等　〇名（常勤専従〇名、常勤兼務〇名、非常勤専従〇名）

生活援助員等は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月１３日から１５日まで及び１２月３０日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前９時から午後６時までとする。

（３）電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護サービス等の内容）

第６条　指定訪問介護サービスは、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供する。

２　指定生活援助特化型訪問サービスは、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を提供する。

（利用料等）

第７条　指定訪問介護サービス等を提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護サービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービス等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から１㎞につき○○円とする。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、広島市○○区、○○区（○○町を除く。）とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　指定訪問介護サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情及び相談に対する体制）

第１０条　事業者は、指定訪問介護サービス等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、提供した指定訪問介護サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（利用者の虐待の防止のための措置）

第１１条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１２条　事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　（１）　採用時研修　採用後○カ月以内

　（２）　継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定訪問介護サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間（第１号事業支給費の請求の根拠となる記録については５年間）保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は〇〇法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。